

令和3年度

千葉地方最低賃金審議会

第1回運営小委員会

議事録

令和3年6月25日  
15:45～15:55  
千葉県教育会館1階会議室

令和3年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第1回運営小委員会 議事録

- 1 日時 令和3年6月25日(月) 15:45 ~ 15:55
- 2 場所 千葉県教育会館1階会議室
- 3 出席者(委員)
  - 公益委員  
大澤委員、鈴木委員、中原委員
  - 労働者側委員  
高柳委員、近藤委員、阪口委員
  - 使用者側委員  
渡部委員、黒岩委員
- 4 議題
  - (1) 令和3年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
  - (2) 意見陳述について
- 5 配付資料  
なし(第422回千葉地方最低賃金審議会の配付資料を使用)
- 6 議事内容

庄司賃金室長

運営小委員会の委員の皆様には、引き続き御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和3年度第1回運営小委員会を開催いたします。本日は、第1回目でございますので、最初に、委員長及び委員長代理を選出いただきたいと存じます。先ほどの本審議会で御了承いただきました運営小委員会運営規程第4条により、委員長及び委員長代理は公益委員の中から選出していただくこととなります。本日の公益委員会議において、委員長に大澤委員、委員長代理に鈴木委員とのお話がありましたが、お諮りいたします。

一同「異議なし」の声

庄司賃金室長

ただ今、委員長に大澤委員、委員長代理に鈴木委員が選出されました。これからの議事運営につきましては、委員長をお願いします。

大澤委員長

議事に入りたいと思います。本日の主要議題は、今年度の審議会の具体的な審議日程等についてです。事務局から説明を受けたいと思います。

庄司賃金室長

先ほどの本審議会において審議日程を御説明しましたが、改めて審議日程を御確認願います。A案の日程につきましては、8月5日午後1時から専門部会を設けておりますので、この日も審議可能であることをお含み置き願います。

次に特定最低賃金の審議日程を御確認願います。予備日として8月23日午前9時30分から特別小委員会を設けており、この日も審議可能ですので、よろしく願いいたします。

大澤委員長

事務局の説明について、委員の皆様の御意見を頂戴したいと思います。

○ 一同「意見なし」の声

大澤委員長

千葉県最低賃金の審議は、中央最低賃金審議会での目安の答申状況により、A案、B案のいずれかの日程で進めてまいります。日程が確定次第、事務局から各委員に連絡をさせていただきます。

千葉県特定最低賃金の審議につきましては、今後の審議で確定した日程で進めてまいります。

続きまして、意見陳述について事務局から説明願います。

○ 庄司賃金室長

まず、千葉県最低賃金に関する意見陳述について、先ほどの本審議会において意見陳述を実施するとの決定をいただいたところです。陳述される方の人数ですが、大人数にならないように常識の範囲で、例えば2～3人程度

とすることでいかがでしょうか。また、陳述時間ですが、昨年度と同様に1人当たり5分程度とすることでいかがでしょうか。以上、お諮りいたします。

○ 大澤委員長

事務局の説明について、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

○ 渡部委員

1人か2人でいいのではないのでしょうか。3人もいないのではないのでしょうか。

○ 城労働基準部長

どこから申出が来るのか今の段階では分かりませんので、2人～3人であれば許容の範囲かなということで提案させていただきました。仮に3人来れば、3人が意見陳述されるのがいいのかなと思いますが、5人とか10人来れば、これは難しいので、絞っていただく必要もあるのかなと考えております。3人という数字が多いのか少ないのかはともかくとして、常識の範囲では3人というのはあるのかなと考えますがいかがでしょうか。

○ 高柳委員

今年も内容的にはそんなに大きく変わらないと思いますので、2人～3人というのは許容の範囲だと思います。ただ、簡潔に、時間を守っていただくといったところで条件を付けていただいたほうがいいのかなと思います。

○ 大澤委員長

意見陳述の申出があった場合には、7月14日の第1回専門部会において、陳述者の数、陳述時間について審議することとし、日程確保の問題もございしますので、8月2日の本審にこの場を設けることといたします。

続きまして、千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、事務局から説明を受けることといたします。

○ 庄司賃金室長

先ほどの本審議会において、意見陳述を実施するとの決定をいただいたところです。昨年度は3労働組合の3名の方が陳述されました。第2回目の本審において「千葉県特定最低賃金の決定、改正決定の必要性について」の諮問がなされ、そこで意見陳述の場を設けるかどうかについてお諮りし、その結果、第1回目の特別小委員会において意見陳述を実施したところです。

今年度においても、8月3日の第2回目の本審議会で、陳述の場を設けるか否か御審議いただくこととしてよろしいか、また、陳述していただくこととなった場合、8月4日の第1回特別小委員会に意見陳述の場を設けてよろしいか、御審議いただきたく存じます。

○ 大澤委員長

事務局の説明について、委員の皆様の御意見を頂戴したいと思います。

○ 高柳委員

特定最賃となると、ここに居る委員がそれほど関わっていない業種のところが多いということになりますので、しっかりと意見陳述を聞いてもらった上で判断するほうが、しっかりと審議できると思います。労側としても、しっかり準備しておきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

○ 渡部委員

私も従来から思っているのですが、その業種に関わらない人達で審議するかしないか決めてしまうというのは、非常に乱暴だなという気はします。高柳委員がおっしゃったとおりだと思います。

○ 大澤委員長

貴重な発言ありがとうございました。それでは、事務局の説明どおり意見陳述の申出があった場合には8月3日（火）の第2回目の本審議会において審議することとし、仮に意見陳述の場を設けることとなった場合には、日程確保の問題もありますので、8月4日（水）の特別小委員会にこの場を設けることといたします。

ほかに何かございますか。

ないようですので閉会といたします。ありがとうございました。